

ほっとルーム通信 子ども条例特集号

2024年 11 月発行

にし とろ ぎょう し こ じょう れい 西東京市子ども条例

き み し
キミはどこまで知ってる？

こ じょうれい
子ども条例って
なんだろう？



「いこいーな」
©シンエイ/西東京市

にしとろぎょうし こ じょうれい
「西東京市子ども条例」は
にしとろぎょうし
西東京市の
こ けんり まも
子どもの権利を守るための
やくそく き
約束や決まりごとのことだよ

じょうれい
条例とは？

す おんしん く し き やくそく
まちに住むみんなが安心して暮らすために市で決めた約束ごとだよ。

にしとろぎょうし へいせい あん がつついたち にしとろぎょうし こ じょうれい
西東京市は、平成30年10月1日に「西東京市子ども条例」をつくりました。

おんしん く にしとろぎょうし ち ひと さ ぽーと
みんなが安心して暮らせるように西東京市や地いきの人がサポートしてくれるよ！



にしとうきょうしこ
西東京市子ども条例って？
どんなことが書いてあるのかな？

1. 権利がうばわれることを防ぐよ

けんり
権利はみんながあたりまえに暮らすために、生まれた時から持つて
いるものだよ。おとなだけじゃなくてみんなにもあるんだ。
みんなには苦しいことから「守られる権利」があるよ。
にしとうきょうし けんり
西東京市は権利をうばわれた子どもを助ける約束をしているよ。

Q1
あなたの
「ほっとできる場所」は
どこかな？

1位

2位

3位

Q2
Q1で答えた場所は
なにをする場所？
なにがある？
どんな場所？

こんな場所！
こんなものがある！など
書いてみよう！

キミの居心地の いい場所は？

Q3

あなたの
「ほっとできない場所」は
どこかな？

1位

2位

3位



こんな場所がいい！
こんなことをする場所に
する！など 書いてみよう！

Q4
Q3で答えた場所を
「ほっとできる場所」
にするには
どんな工夫が
できるかな？

2. 居場所（ほっとできる場所）をつくるよ

がっこう いえいがい
学校とか家以外にわたしの居場所ってないのかな？

にしとうきょうし こ
西東京市は子どもたちの意見をきいて、みんなが
あんしん あそ まな ひつよう い
安心して遊んだり、学んだりするために必要な居
場所づくりを進めているよ。

かんが
考えてみよう



3. 自分の考えを言えるようにするよ

おや せんせい
親や先生みたいなおとなに言いたいことがあるけど、
い
言っているのかな？

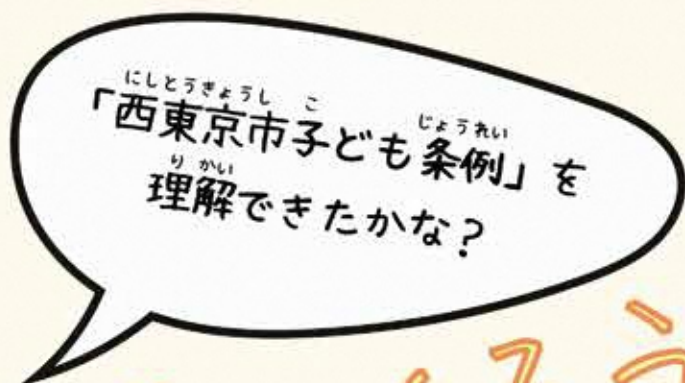


みんなもおとなと同じように考えを言ってよいんだ。
みんながおとなに考えを伝えることは、わがままじゃ
ないよ！



かいどう
回答フォーム

みんなの考えをきかせてね。
みんなの意見は西東京市Webの
きッズページ
キッズページでしようかいします。
(令和6年12月25日まで回答できます。)



みんなであつくり
す 住みよいまち!



相談時間

平日 午後2時～午後8時
土曜日 午前10時～午後4時
日曜・祝日・年末年始は休み

電話

フリーダイヤル クイック なやみなし
0120-9109-77

相談は無料です。(電話代はかかりません。)
携帯・公衆電話からも無料でかけられます。

メール

こちらからいつでも
送信できます。→



FAX

042-439-6646



〒202-0005

西東京市住吉町6-15-6

住吉会館ルピナス2階

子ども相談室 ほっとルーム 宛